

様式第4号（第6条関係）

砺波市指令市生第1183号

住 所 高岡市福岡町本領 1053 番地 1

氏 名 ハリタ金属株式会社

代表取締役 張田 真 殿

一般廃棄物処理業許可証

令和4年2月25日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、砺波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定により、次のとおり許可する。

令和4年3月8日

砺波市長 夏野 修



1 一般廃棄物処理業等の種類 一般廃棄物（可燃物・不燃物及び流木）の収集・運搬

2 期 間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

複写無効

3 取扱料金 砺波圏清掃センター廃棄物の適正処分に関する条例第8条、第9条の規定に基づく。

4 条 件 （1）収集・運搬及び処分できる一般廃棄物は、上記一般廃棄物とする。

（2）作業区域は砺波市内とし、収集した一般廃棄物はクリーンセンターと共に搬入するか、自社において処分するものとする。

（3）関係法規等に違反しないこと。

（4）上記に違反があったときは、ただちに許可を取り消すものとする。

（5）収集契約事業所及び処分について変更があった場合には、速やかに届出すること。

（6）毎月その取扱い状況を一般廃棄物処理状況報告書（様式第6号）により報告すること。